

米国経済・株式市場情報

審議が続くトランプ大統領弾劾裁判

弾劾裁判で与野党が駆け引き

- ▶ トランプ大統領の弾劾裁判は上院で過半数を握る共和党の意向から罷免を免れる可能性は高く、共和党・民主党とも弾劾裁判戦略は2020年秋の選挙を睨んだ側面が強い。
- ▶ 共和党幹部は短期間での結審を狙うが、展開次第では長期の裁判となる可能性も。

～裁判の長期化を避けたい共和党幹部～

- 米国上院で、トランプ大統領の弾劾裁判の日程などを定めた「手続き決議案」が可決されました。検察役の弾劾マネージャーと弁護士役の大統領法律顧問の双方に23日から3日間ずつ(1999年の元クリントン大統領弾劾裁判手続きが参考にされた)口頭弁論などの時間が設けられています。
- 与党共和党は上院で過半数の議席を占めており、弾劾による大統領解任(2/3以上の賛成が必要)の実現性は低いものの、今秋の選挙へのマイナスの影響を最小限に抑えるため、短期間で裁判を終了させたいとの意向があるものと思われます。

～共和党幹部とトランプ大統領の裁判戦略相違～

- 口頭弁論の後に、ウクライナ問題の詳細を知るポルトン元安全保障大統領補佐官など4人の証人喚問を求める民主党と、証人喚問の必要性を否定する共和党の対立が続いています。証人喚問が行われず、結審となれば裁判は2週間程度で終了する見込みです。弾劾訴追後新たにウクライナへの支援凍結が執行留保統制法に抵触しているとの政府機関指摘もあり(図表1)、この件を踏まえて証人喚問の是非を検討すべきと民主党は主張しています。また共和党穏健派の一部議員数名は証人喚問の必要性について態度を明確にしておらず、3日間ずつの審議終了後に、証人喚問の必要性について審議されるものと思われます。
- 最短期間で「無罪」を勝ち取りたい共和党幹部の意向に対し、トランプ大統領は、弾劾は「冤罪」であることを主張するため、自身が証言することや必要であれば証人喚問をすべきとの姿勢を示しているとみられます。共和党は今秋の上院選挙で多くの改選議席を抱えており(図表2)、多数派の維持に厳しい戦いを迫られるとの見方があります。厳しい選挙が見込まれることが、共和党内の裁判戦略の相違や混乱を招いていると想定されます。

図表1：執行留保統制法(ICA)違反の指摘

1月16日 政府監査院がウクライナ支援の凍結は、執行留保統制法(ICA)で認められていない政策上の理由で予算執行を停止したと指摘。

⇒法令違反による罰則等なし

執行留保統制法(1974年制定)

大統領は、議会で承認された予算の執行を停止もしくは留保する場合には以下の場合に限られる。その際は議会に通告が求められる。

- ① 緊急の場合
- ② 予算執行手続きを改善することで会計上のコスト削減が見込まれる場合
- ③ 法律により定められた場合

図表2：2020年秋の上院選挙改選議席数

	共和党	民主党
2020年改選	*21	12
2022年改選	22	12
2024年改選	10	23
合計議席数	53	47

※ 辞職したイサクソン議員、死去したマケイン議員2議席(共に2022年改選枠)の特別選挙も行われる。したがって2020年選挙の共和党改選議席数は合計23議席

出所) 図表1、図表2は各種報道資料をもとにニッセイアセットマネジメントが作成

～党利党略による裁判に批判の声も～

- 民主党には上院での数的劣勢から弾劾裁判で大統領を辞任に追い込むことができなくても、弾劾裁判で疑惑の詳細をじっくり有権者に知らしめることで、選挙戦を有利に展開したいとの思惑があるようです。「弾劾」本来の目的を離れ、党利党略に左右される両党の裁判戦術には批判の声も上がっています。弾劾裁判の長期化は政治の混乱を招き、投資家のリスク回避姿勢につながることも想定されることから、弾劾裁判の動向を注視していく必要があると思われます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>